

3月28日 釜石市民ホール TETTO

釜石市・大槌町 定住自立圏形成協定 変更協定 を締結しました

市と大槌町は、平成30年3月に締結した「定住自立圏形成協定」に掲げる事項を見直し、さらなる圏域の発展に向けた「定住自立圏形成変更協定」を締結しました。

本協定を基に、市と大槌町は医療、福祉、教育、産業振興、防災、地域公共交通、移住促進などの分野で連携して取り組みます。

釜石市・大槌町 定住自立圏形成協定変更協定締結式



問い合わせ 市総合政策課 企画調整係 ☎27-8413

3月16日 岩手県民会館 大ホール 岩手県消防表彰式

長年にわたり消防団などの活動に尽力し表彰された皆さんを紹介します。(敬称略)

【消防功労者消防庁長官表彰】

- ・永年勤続功労章
中館 克幸 佐々木 実

【県知事表彰】

- ・無火災竿頭綬 釜石市消防団
- ・功績章
川端 裕一 前川 健一 岩間 健一
伊藤 福明 平野 裕治 川向 文吾
加藤 孝雄 佐々木重彦 八幡 利則

【日本消防協会定例表彰 消防団員表彰】

- ・功績章 菊池 録郎
- ・精績章 藤倉 高志
- ・勤続章
前川 健一 澤田 伸洋 横山 和彦

- 伊藤 福明 平野 裕治 富士 敏伸
菊池久仁彦 佐々木重彦 佐々木勝之

【岩手県消防協会会長表彰】

- ・無火災竿頭綬 釜石市消防団
- ・功労章
谷澤 栄一 鈴木 芳彦 栗澤 茂行
- ・功績章
佐々木 毅 菅田 靖典 狐鼻 裕次
三嶋 淳 鈴木 治人 佐々木登代一
- ・婦人消防協力隊員等表彰
川崎 若子

【岩手県消防協会会長感謝状】

- ・内助功労賞
植田 裕子 小池 明美

問い合わせ 消防課 消防団係 ☎22-2525

「浄化槽設置整備事業補助金」をご活用ください

浄化槽の普及促進のため、浄化槽補助対象区域の一般住宅や店舗兼用住宅に設置する浄化槽の設置費用の一部を補助します。対象や申請方法などは、市のホームページをご覧ください。

補助金額 設置費用の7割を補助します。補助限度額は次のとおりです

5人槽	7人槽	10人槽
61万6,000円	77万1,000円	102万9,000円



市のホームページ

既存住宅に浄化槽を設置する場合は、下記費用の実費額を補助します。
補助限度額は次のとおりです

単独浄化槽撤去費	汲取便槽撤去費	宅内配管に係る経費
12万円	9万円	30万円

申し込み・問い合わせ 市下水道課 施設係 ☎22-1061

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

日常生活の困りごとは 民生児童委員 にご相談ください

民生委員・児童委員（民生児童委員）って何？

民生児童委員は法に基づき厚生労働大臣から委嘱された、地域福祉の推進役です。このうち、特に児童福祉の相談支援を専門とする人が主任児童委員と呼ばれています。民生児童委員は無償ボランティアとして、皆さんの住む各地域で活動しています。

どんな活動をしているの？

日常生活の困りごとの「身近な相談役」です。お年寄り、心身に障がいのある人、育児や子ども問題、生活困窮など、生活に支援が必要な人のあらゆる相談に応じ、支援機関につないでいます。市内では現在121人が地域全体の見守り・訪問活動などを日常的に行っています。

秘密は守られます

地域のつながりや「絆」が薄れつつある中、民生児童委員は地域になくってはならない存在です。民生児童委員には法律で守秘義務が課せられているので、安心してご相談ください。

お住まいの地域の民生児童委員を知りたい場合は、市のホームページをご覧ください。



市のホームページ

現在、担当の民生児童委員が不在の地区もありますが、ご相談がありましたら近隣地区の民生児童委員と調整します。

民生児童委員に関心がある人は、市地域福祉課または釜石市社会福祉協議会にご相談ください。

問い合わせ 市地域福祉課 地域福祉係 ☎22-0177

軽自動車税種別割の減免制度

次のいずれかに該当する車両は、申請により軽自動車税種別割が減免になる場合があります。

※必ず納付前に申請してください

対象	必要書類など	
	共通	他の必要なもの
身体、精神に障がいがある人などが使用する軽自動車で、一定の要件に該当する場合	・軽自動車税種別割減免申請書 ・車検証の写し ・令和5年度軽自動車税種別割納税通知書	身体障害者手帳など、運転免許証の写し
社会福祉法人が所有し、直接その本来の事業に用いる車両	・マイナンバーカード、マイナンバー通知カード (法人の場合は法人番号を記載)	定款、事業計画書、運行記録簿などの写し
車椅子の昇降装置や固定装置、浴槽などを備えている車両		車検証に構造の記載がない場合、写真など構造の確認ができるもの

申請期限 5月30日(火) **受付場所** 市税務課

※昨年度減免となった車両は、各地区生活応援センター窓口(釜石地区を除く)でも受け付けます

問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎27-8481

軽自動車税種別割納税証明書の送付を取りやめます

令和5年1月から軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)の運用が開始され、軽自動車の車検の場合、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となりました。

これに伴い、軽自動車税種別割の口座振替を行っている人への納税証明書の送付を取りやめます。納税証明書が必要な人は、お問い合わせください。

※軽JNKSの詳細は、市のホームページをご確認ください



市のホームページ

口座振替に関する問い合わせ
市税務課 管理係 ☎27-8417
納税証明書に関する問い合わせ
市税務課 市民税係 ☎27-8481